

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

3 事業継続に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

（1）中小・小規模事業者等に対する給付金（持続化給付金）

支援内容	特に厳しい状況にある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える新たな給付金を給付します。 (給付額) 法人：200万円以内、個人事業者等：100万円以内
問い合わせ先	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 (電話) 0570-783183

（2）岡山県事業継続特別支援金

支援内容	国の持続化給付金を受けた事業者のうち、雇用保険法で規定する被保険者数（以下「被保険者」）が21人以上で、県内に主たる事業所を有する事業者を対象に、被保険者1人当たり2万円（上限1千万円）を支給する。
問い合わせ先	岡山県事業継続特別支援金受付係 (電話) 086-226-7924

（3）経営継続補助金

支援内容	農林漁業者（個人及び常時従業員数20人以下の法人）を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や、人手不足解消の取組を総合的に支援する。
問い合わせ先	(一社) 全国農業会議所 (電話) 03-6910-1121 (代表)